

長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール

はじめに

長野県防災会議が災害対策基本法第 40 条の規定により作成した長野県地域防災計画において、下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしての機能の確保に努める必要がある、と位置付けられている。

また、震災・風水害・火山災害の各対策編の災害予防計画では、災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要があり、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である、と明記されている。

平成 7 年 1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震では、下水道施設が非常に大きな被害を受けたが、その被害状況が徐々に明らかになるにつれ、積極的な支援がなされたにもかかわらず、下水道管理者間の支援のための体制やルールがなかったために、被災直後においては必ずしも円滑な対応がなされたとはいえず、その反省から、国土交通省及び日本下水道協会は、今後の大規模な災害時の支援体制についての基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等を「下水道事業における災害時支援に関するルール」として平成 8 年 1 月にまとめた。

これをもとに、全国各地域ブロック及び 13 大都市間で下水道事業の災害時支援に関するルールが定められた。

本県は、関東ブロック及び中部ブロックに属しており、関東地方知事会、中部圏知事会及び新潟県との災害応援基本協定のもとに、関東ブロックでは「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」(H9. 7. 31)、中部ブロックでは「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」(H12. 11. 1 改正)が定められた。

さらに、県内の下水道事業における応援について「長野県下水道事業における災害時応援に関するルール」(H14. 4. 1)が定められた。

こうした中、平成 23 年 3 月 12 日に発生した長野県北部地震では、農業集落排水施設や浄化槽が大きな被害を受けたが、それらの施設を含めた応援ルールがなかったため、円滑な対応がなされたとはいえない状況であった。

このため、下水道だけでなく、農業集落排水施設、浄化槽等も含めた生活排水事業全体における災害時の応援に関するルールを平成 25 年 4 月に定めた。

その後、平成 26 年 11 月 22 日に白馬村で発生した長野県神城断層地震では、下水道施設(処理場、管きよ)や農業集落排水施設が被災し、本ルールに基づき応援体制を確立し、白馬村へ応援隊を派遣した。その際、ブロック全域で被災したため、ブロック内での対応が困難であり、他のブロックから応援部隊を編成し支援活動が行われた。

県内初の下水道災害であったため、指揮系統が不明確であったこと、支援活動の内容

が不明確であったこと、支援活動内容に応じた人員を適切に確保できなかったことなど、迅速な支援活動に課題が残った。

今回、長野県神城断層地震を教訓に、より円滑な応援が行えるよう本ルールを見直すものである。

1 総則

このルールは、長野県地域防災計画等を受け、県内の下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の生活排水事業災害時の相互応援体制・相互応援方法（以下「生活排水応援体制」という。）の基本的なルールについて定める。

また、生活排水応援体制は、生活排水施設の災害復旧に対する応援を目的とし、災害発生後の生活排水施設にかかる被災状況調査から生活排水施設の復旧に至るまでとする。

なお、災害対策基本法第 67 条の規定により、平成 8 年 4 月 1 日に県内の自治体間で「長野県市町村災害相互応援協定書」が締結されており、生活排水応援体制は、この協定及び同協定実施細則に基づくものである。

2 応援体制

(1) 生活排水応援体制として、**長野県生活排水事業災害応援本部**（以下「生活排水応援本部」という。）を長野県環境部生活排水課内に設置する。**生活排水応援本部**は、災害時における応援の指揮、総括を行う。

生活排水応援本部長は、長野県地域防災計画に基づいて策定された長野県災害対策本部規定により生活排水班長の**長野県環境部生活排水課長**があたる。

(2) 生活排水応援体制は、市町村・広域連合・一部事務組合・関係各団体（以下「市町村等」という。）及び県（以下、市町村等及び県を「**構成員**」という。）で構成する。

また、市町村等が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、**別紙1**に掲げるブロックごとにブロックを代表する市町村（以下「**代表市町村**」という。）をおき、代表市町村の生活排水担当部局内に**ブロック応援本部**を設置する。

ブロック応援本部長は、代表市町村の生活排水担当部局課長があたる。

(3) 被災市町村が受けた災害の規模に応じて、**現地応援隊**を設置する。**現地応援隊**は、別に定める実施要領に基づき応援活動にあたる。

(4) 構成員がこのルールを相互に確認することにより、災害時における応援体制を確立する。

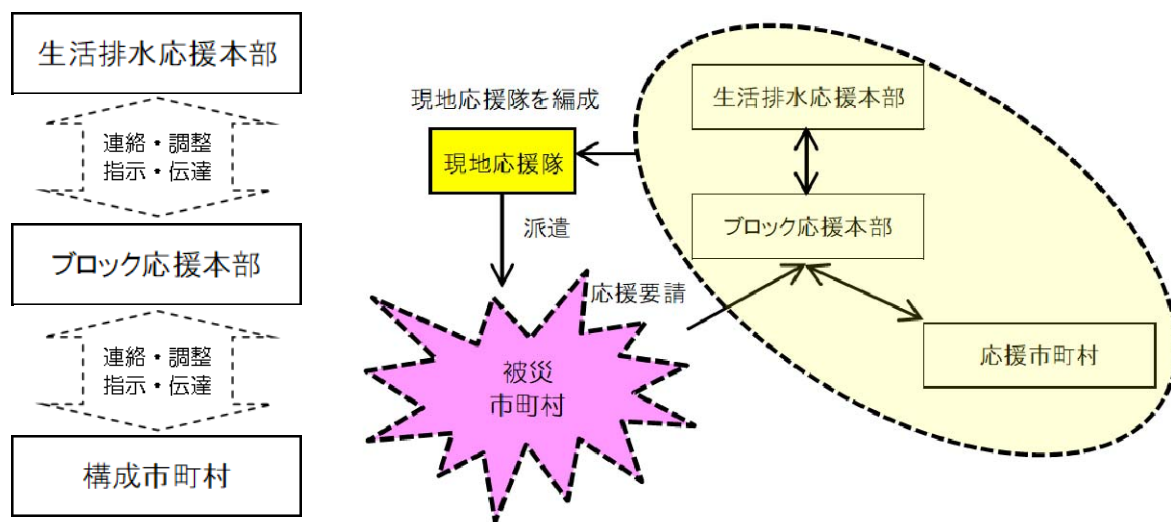


図-1 応援体制イメージ

(※農業集落排水施設、浄化槽への現地応援隊の派遣は、各協会が対応)

2-1 応援本部

(1) 生活排水応援本部の設置

- ア 生活排水応援本部は、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、その他の大規模災害が発生し代表市町村から応援要請があった場合に設置する。
- イ 生活排水応援本部は、下水道事業においては、中部ブロック県市若しくは関東ブロック都県市（以下「下水道広域圏」という。別紙2参照）内で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、その他の大規模災害が発生し下水道広域圏の支援本部から応援要請があった場合に設置する。

(2) ブロック応援本部の設置

- ア ブロック応援本部は、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合若しくは生活排水応援本部から要請があった場合、又は、その他の大規模災害が発生しブロック構成員から応援要請があった場合に設置する。
- イ 代表市町村が被災等により業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村等をブロック内の他の市町村等が協議の上、決定するものとする。
ただし、ブロック内の大半の市町村等が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接ブロックの代表市町村が協議の上、これを代行する。

(3) 応援本部の解散

生活排水応援本部及びブロック応援本部は、次の場合に解散する。

- ア 応援を要請したブロック応援本部又は下水道広域圏の支援本部から解散要請があった場合
- イ 生活排水応援本部長又はブロック応援本部長が、被災市町村等の復旧状況等を勘案し、応援本部による業務の必要がなくなつたと認める場合

2-2 現地応援隊

(1) 現地応援隊の設置

現地応援隊は、次の場合に設置する。

- ア 被災市町村から応援要請があり、生活排水応援本部長が設置を認める場合
- イ 生活排水応援本部長又はブロック応援本部長が、被災市町村等の復旧状況等を勘案し、現地応援隊による業務の必要があると認める場合で、被災市町村が設置について同意した場合

(2) 現地応援隊の解散

現地応援隊は、次の場合に解散する。

- ア 被災市町村から解散要請があり、生活排水応援本部長が解散を認める場合
- イ 生活排水応援本部長又はブロック応援本部長が、被災市町村等の復旧状況等を勘案し、現地応援隊による業務の必要がなくなつたと認める場合で、被災市町村が解散について同意した場合

3 受援体制

(1) 応援要請

ア 被災市町村等は、管轄区域内での復旧等対応の可否を検討し、次に掲げる事項を明らかにして**ブロック応援本部**へ応援要請を行う。

- ① 生活排水施設の被害状況
- ② 応援の種類(汚水の汲み取り・移送、応急復旧、機械器具及び資材の提供 等)
- ③ 必要な応援内容(応援人員、職種、機械器具及び資材の規格・量 等)
- ④ 応援の期間・場所
- ⑤ 前号の集合日時及び集合場所
- ⑥ 応援先の連絡者・責任者

イ 被災市町村等から応援要請を受けた**ブロック応援本部**は、ブロック内での復旧等対応の可否を検討し、**生活排水応援本部**へ応援要請を行う。

ウ **ブロック応援本部**から応援要請を受けた**生活排水応援本部**は、県内での復旧等対応の可否を検討し、**応援要請のあったブロック以外のブロック応援本部**へ応援要請を行う。また、下水道事業に限り被害が大規模な場合は**下水道広域圏の支援本部**へ応援要請を行う。

(2) 受援体制

被災市町村は、応援職員を受け入れるにあたり、下記の内容について可能な限り準備を行うものとする。

ア 現地応援隊集積基地

現地応援隊の集積基地及び宿泊場所として使用できる施設

イ 交通情報整理

現地応援隊の移動支援のため、交通情報を整理する。

ウ 資料の事前準備

- ①施設台帳の整備（電子化）・提供
- ②維持管理履歴の保存・更新
- ③作業環境の整備（作業スペース、OA機器、基準書等）

4 応援活動

(1) 生活排水応援本部（長野県環境部生活排水課内に設置）

生活排水応援本部長は、別紙 3 の連絡系統に従ってブロック応援本部と連絡調整を図り、生活排水応援本部の指揮をとる。

生活排水応援本部の業務は、次のとおりとする。

ア 被害が小規模な場合（県内で応援可能な場合）

- ① 情報収集・整理、広報、視察者・マスコミ等の対応
- ② 応急対策、調査、本復旧、設計が迅速に行えるように関係団体（別紙 1 参照）へ情報提供
- ③ ブロック応援本部と連携し、現地応援隊の編成及び他ブロックへの応援要請
- ④ 応援資機材等の調達支援、確保、提供
- ⑤ 災害査定に向けた応援体制の確立と災害査定関係資料作成指導
- ⑥ 長野県浄化槽協会を通して浄化槽保守点検業者の斡旋・手配
- ⑦ その他応援に必要な事項

イ 被害が大規模な場合（県外へ応援する場合）

被害が大規模な場合は、上記業務のほか下記業務を追加し実施する。

- ⑧ 必要に応じ県外（中部ブロック）へ応援要請
- ⑨ 必要に応じ生活排水災害応援作業の集積基地（現地応援隊等の受入場所）の設置に向けた調整・支援

(2) ブロック応援本部（ブロック代表市町村内に設置）

ブロック応援本部長は、生活排水応援本部と連絡調整するとともに、ブロック内の連絡系統に従ってブロック構成員と連絡調整を図り、ブロック応援本部の指揮をとる。

ア ブロック応援本部（被災ブロック）の業務

- ①被災市町村の情報収集・整理
- ②ブロック構成員へ人員・資機材の支援を要請し、生活排水応援本部と連携し現地応援隊を編成
- ③応援資機材等の確保、ブロック構成員への要請
- ④応援資機材等の収集、運搬
- ⑤ブロック内での対応が困難な場合、生活排水応援本部への応援要請
- ⑥必要に応じ生活排水災害応援作業の前線基地（現地応援隊等の受入場所）の設置支援、受入支援
- ⑦輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報連絡
- ⑧その他応援に必要な事項

イ ブロック応援本部（被災ブロック以外のブロック）の業務

- ①生活排水応援本部と連携し、被災ブロックとの連絡調整・情報収集・整理
- ②応援部隊の編成、ブロック構成員への要請
- ③応援資機材等の確保、ブロック構成員への要請
- ④応援資機材等の収集、運搬
- ⑤その他応援に必要な事項

※現地応援隊及び応援資機材等は、原則としてブロック単位で現地受入先まで派遣・輸送する。

(3) 現地応援隊

構成員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について応援本部から要請があったときは、別に定める実施要領に基づき**現地応援隊**を編成し応援能力の範囲内で協力する。

なお、応援職員を交代する場合は、引継作業を円滑化するため、派遣期間をラップさせるなど適切な引継ぎ期間を設けるものとする。

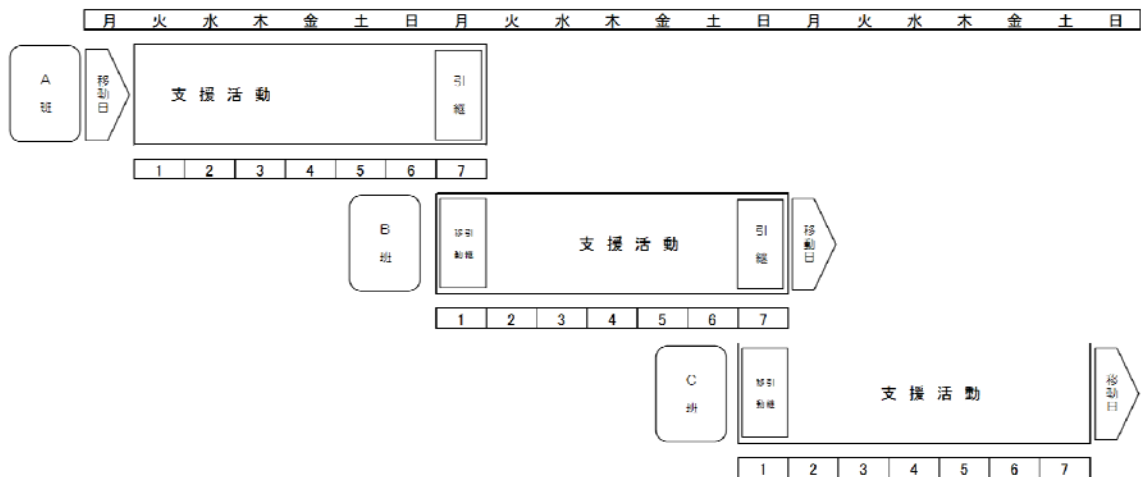


図4 引継ぎイメージ

5 経費の負担

経費の負担については、「長野県市町村災害時相互応援協定書」等による。

6 生活排水応援体制の維持（災害訓練等）

(1) 生活排水応援体制を維持するための機関は、**下水道災害対策検討部会**とし、この部会において農業集落排水施設及び浄化槽等についても検討対象とする。

なお、部会の設置については、「**下水道災害対策検討部会設置要綱**」を参照のこと。

(2) 生活排水応援本部長は、毎年度当初に、生活排水担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿を作成し、構成員に配布する。

また、毎年度、4月1日現在の応援に提供可能な資機材車両等の「**応援資機材リスト**」を取りまとめ、構成員に配布する。

(3) 生活排水応援本部長は、毎年度、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

7 その他

(1) 災害時応援の目的達成のため、必要があればこのルールによらず臨機応変な対応をする。

(2) このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、生活排水応援本部長が下水道災害対策検討部会と協議し決定する。

附 則

1 このルールは、平成25年4月1日から施行する。

2 このルールは、「長野県市町村災害時相互応援協定書」に基づく生活排水事業の応援ルールであるため、このルールの施行により成立するものとする。

なお、関係団体については「長野県生活排水事業の災害時における支援協力に関する覚書」等による。

附 則

このルールは、平成27年7月1日から施行する。

このルールは、平成30年4月1日から施行する。

別紙 1

ブロック割、ブロック代表市町村及びブロック構成市町村等

ブロック名		代表市町村	構成市町村等		関係団体等
			公共下水道実施市町村等	その他	
佐久	南佐久	佐久市	川上村、南牧村、南佐久環境衛生組合	<u>佐久穂町</u> 、 <u>小海町</u> 、 <u>(南相木村)</u> 、 <u>(北相木村)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県下水道協会 ・全国町村下水道推進協議会長野県支部 ・日本下水道事業団 ・長野県下水道公社 ・長野県土地改良事業団体連合会 ・長野県浄化槽協会 ・(一社)長野県下水道建設管理業協会
	北佐久	小諸市	軽井沢町、御代田町、立科町、川西保健衛生施設組合、浅麓環境施設組合		
上小		上田市	東御市、長和町、青木村		
諏訪		岡谷市	諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、白樺湖下水道組合		
上伊那		伊那市	駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村		
飯伊		飯田市	松川町、高森町、阿智村、天龍村、喬木村、豊丘村	<u>阿南町</u> 、 <u>平谷村</u> 、 <u>根羽村</u> 、 <u>(下條村)</u> 、 <u>売木村</u> 、 <u>(泰阜村)</u> 、 <u>(大鹿村)</u>	
木曾		木曾町	上松町、南木曾町、木祖村、大桑村、木曾広域連合	<u>王滝村</u>	
松本		松本市	塩尻市、安曇野市、麻績村、山形村、朝日村	<u>筑北村</u> 、 <u>生坂村</u>	
大北		大町市	池田町、松川村、白馬村、小谷村		
長野		長野市	須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、小川村、飯綱町、信濃町		
北信		中野市	飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村	<u>栄村</u>	

※ 下線の町村は、公共下水道事業は実施せず、農業集落排水事業等を実施している町村
 括弧書き下線の村は、浄化槽(合併処理浄化槽)整備事業のみを実施している村

流域下水道	事務所	関連市町村
諏訪湖	諏訪湖流域下水道事務所	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、立科町
犀川安曇野	安曇野流域下水道事務所	安曇野市、松本市
千曲川	千曲川流域下水道事務所	長野市、千曲市、須坂市、小布施町、坂城町、高山村

別紙2

「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」による構成都縣市・団体

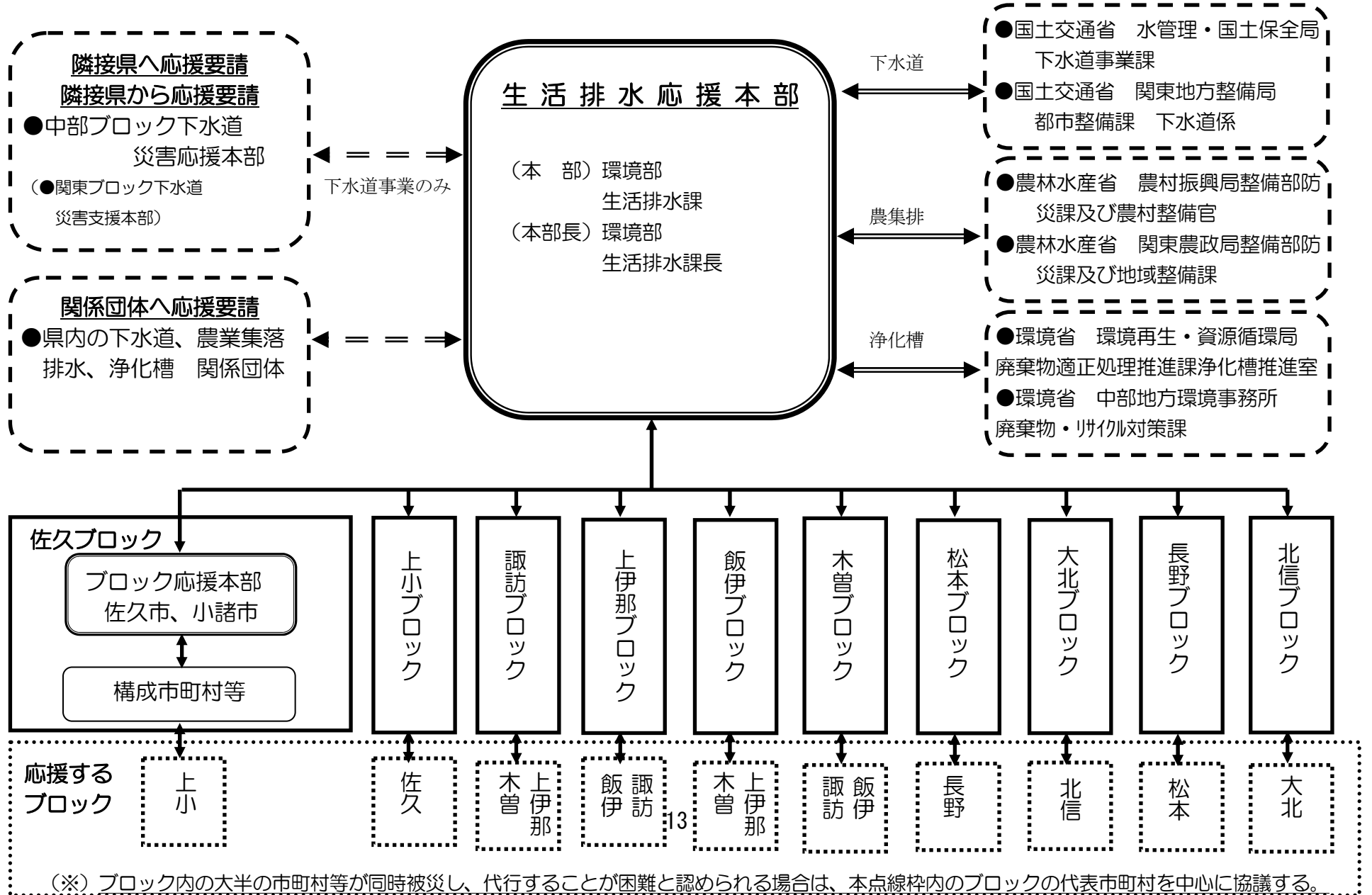
【中部ブロック構成縣市】

新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、名古屋市、静岡市

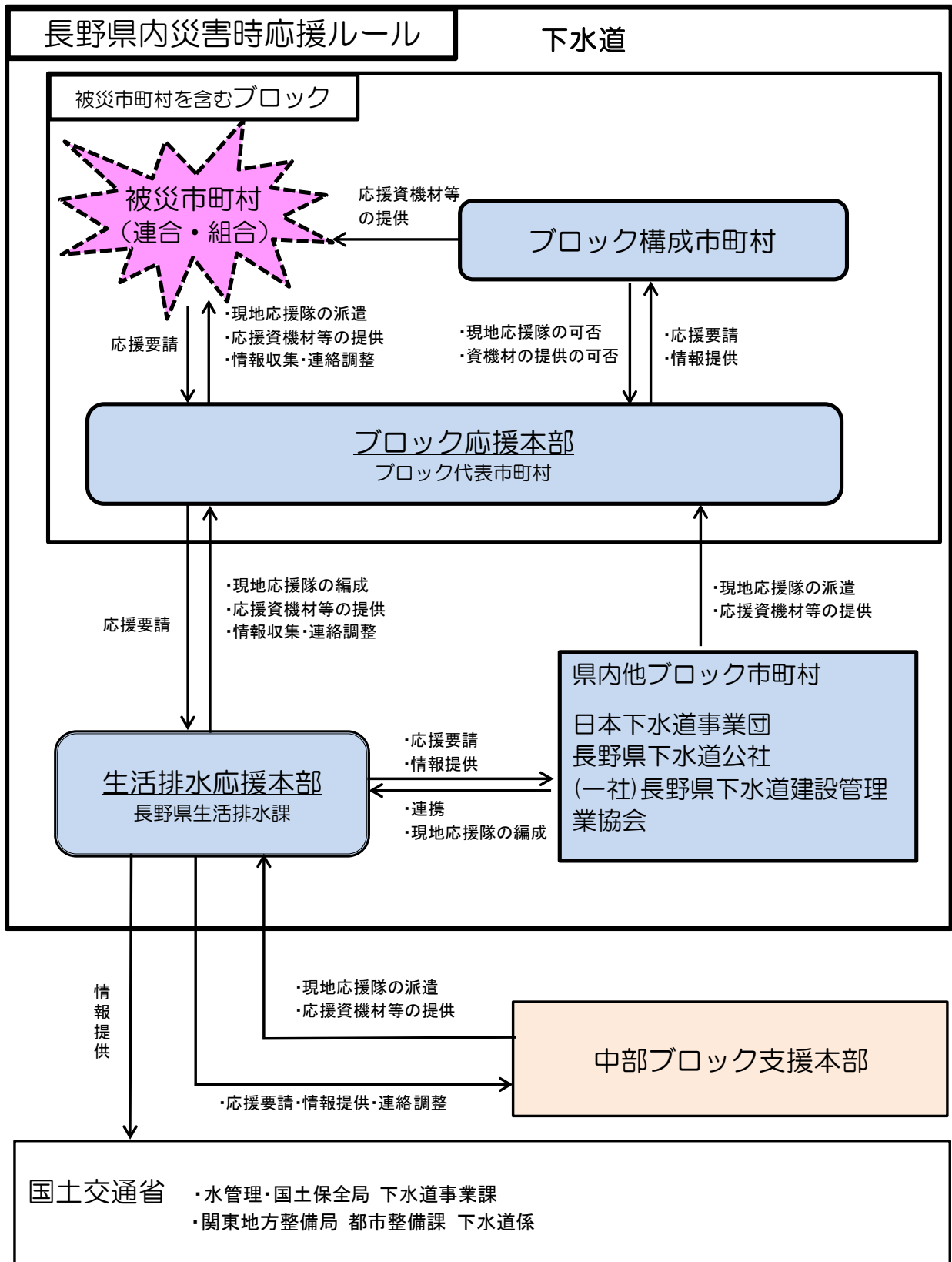
※「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」による構成縣市

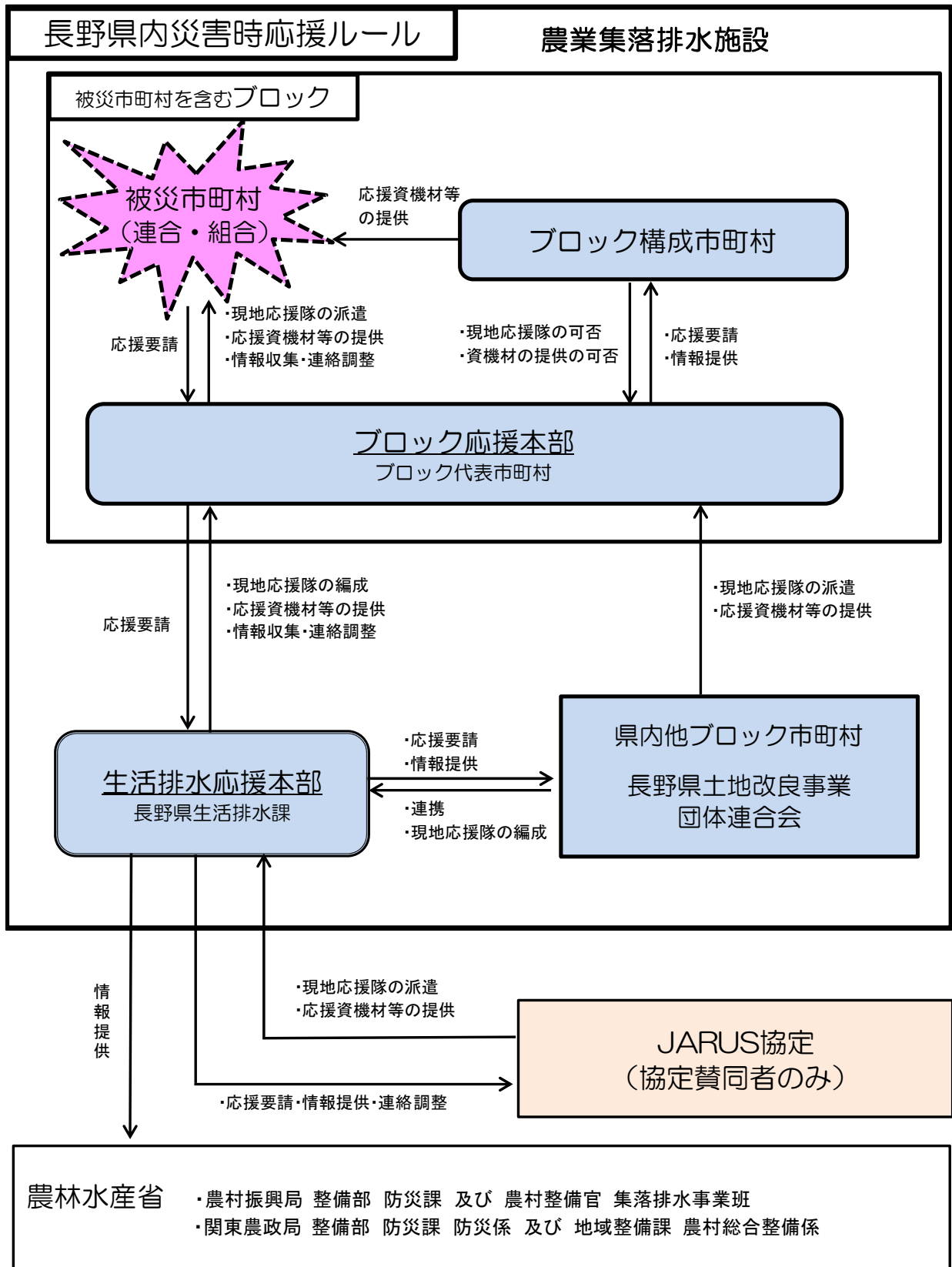
○中部ブロック連絡会議運営要領の構成団体

県市	愛知県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、福井県、名古屋市、新潟市、静岡市、浜松市
代表市	長岡市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、沼津市、豊橋市、四日市市、彦根市、福井市
その他	日本下水道事業団、(社)日本下水道協会、(社)全国上下水道コンサルタント協会、(社)日本下水道施設業協会、(公益社団法人)日本下水道管路管理業協会、(社)日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会



別紙4 応援体制（下水道事業） フロー図





※農業集落排水施設に係る応援体制の詳細について、今後、農政部の応援ルール（現在作成中）の内容と整合させる予定

別紙6 応援体制（浄化槽） フロー図

